

大山崎町告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による、第二大山崎小学校プールの小学校グラウンド内への移転ならびに学童保育「でっかいクラブ」の第二大山崎小学校教室内への移転を問う住民投票条例制定の請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成29年6月20日

大山崎町長 山本 圭一

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住 所 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字西法寺1-23
氏 名 皆川 朋枝

2 請求の要旨

平成28年12月議会定例会において突如、第二大山崎小学校プール（以下、プールという）を校庭に移転し、さらに隣接する学童保育「でっかいクラブ」（以下、でっかいクラブという）を小学校の教室へ移転する計画が明らかになった。従来、町の子育て教育環境を巡る問題は、関係する住民及び専門家等を交えた審議会・運営協議会等の場で十分時間をかけた議論と検討を経て具体化されてきた。しかし、今回は大規模な計画にもかかわらずそれらの協議がなされず、住民意志を反映させないまま関連予算が平成29年3月議会定例会に提案され、可決された。

この計画については、平成28年12月にはでっかいクラブ保護者会と大山崎学童保育連絡協議会が計画の白紙撤回と十分な協議を求める要望書を町長並びに町教育委員会委員長に提出している。また、平成29年2月には第二大山崎小学校PTAが臨時総会において計画の白紙撤回と十分な協議を求める決議をし、町に提出している。

さらに、平成29年3月議会定例会では、計画の白紙撤回と十分な協議を求めた「「みんなの声を聞いてまちづくりを」ルールに基づく町政運営に関する請願署名」が1万1474筆という町政史上最高の署名数を集め請願されている。

これら多数町民の要望後も計画を撤回せず一方的に進めていくことは、民主的な町政運営からかけ離れたものであり、正常な町政運営とは言いがたい。改めて住民の意思を聞く機会としてプールならびにでっかいクラブの移転を問う住民投票を実施することを請求するものである。